

# 資源循環局

スリーアール

## 3R が定着した夢のあるまち

平成 23 年 1 月に策定した一般廃棄物処理基本計画「ヨコハマ 3 R 夢プラン」に基づき、市民・事業者と更なる協働のもと、「3 R」の推進、とりわけ環境に最も優しいリデュース（発生抑制）の取組を進めるとともに、なお残るごみを適正に処理することで、限りある資源・エネルギーの有効活用と確保に努め、環境負荷の低減と健全な財政運営が両立した持続可能なまちを目指します。

平成 30 年度からスタートした、「ヨコハマ 3 R 夢プラン推進計画（2018～2021）」では、施策体系として 5 つのつながるプロジェクト、9 つの推進政策を定め、一人ひとりに自主的で自分らしい行動に移してもらえるよう、すべての取組を進めていきます。

### ■「ヨコハマ 3 R 夢プラン」の 3 つの目標

- ① 総排出量（ごみと資源の総量）を令和 7 年度までに 10%以上削減（平成 21 年度比）
- ② ごみの処理に伴い排出される温室効果ガスを令和 7 年度までに 50%以上削減（平成 21 年度比）
- ③ 収集・運搬、処理・処分のすべての段階で、安心と安全・安定を追求

## ごみ処理状況

### ■令和 2 年度の状況（政策調整課）

令和 2 年度の総排出量（ごみと資源の総量）は 120.0 万トンで、平成 21 年度に対して 5.9 パーセント（7.5 万トン）減少しました。

家庭系の排出量については 7.3 パーセント減少し、事業系の排出量については 2.1 パーセント減少しました。

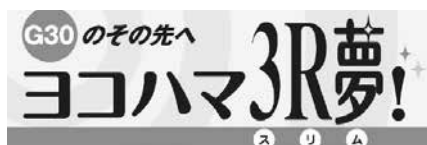
また、ごみ処理に伴い排出される温室効果ガスは 25.0 万トンで、平成 21 年度に対して 11.3 パーセント（3.2 万トン）減少しました。

※温室効果ガスの算出に用いている「電力の排出係数」が大幅に変動しているため、平成 25 年度から基準年度（平成 21 年度）の排出係数を用いて算出し、補正しています。

表 1 令和 2 年度ごみと資源の総量実績 【単位：トン】

		令和 2 年度実績	平成 21 年度実績 (基準年度)	平成 21 年度比	
市全体		1,200,410	1,275,444	▲75,034	
内訳	家庭系	ごみ量	598,830	611,299	▲12,470
		資源化量*1	266,047	321,533	▲55,487
		小計	864,876	932,833	▲67,956
	事業系	ごみ量	270,434	318,429	▲47,995
		資源化量*2	65,100	24,183	40,917
		小計	335,534	342,611	▲7,077

※ 1 家庭系の資源化量は、行政が回収した資源化量と資源集団回収量の合計です。  
 ※ 2 事業系の資源化量は、事業者が生ごみやせん定枝を資源化した量の合計です。  
 ※ 表中の数値は整数表示をしているため、算出した結果が一致しない場合があります。



「ヨコハマ 3 R 夢!」ロゴ

## ヨコハマ 3 R 夢 プランの推進

### ■市民・事業者に対する啓発の実施（政策調整課、3 R 推進課、業務課、施設課）

市民意識を高めるため、各種の広報・啓発事業を展開しています。

#### 1 「ヨコハマ 3 R 夢!」広報の推進

- (1) 「ヨコハマ 3 R 夢プラン」を分かりやすく説明したリーフレットの配布
- (2) 「ヨコハマ 3 R 夢! 広報大使」を活用した 3 R 行動の呼びかけ
- (3) 各種広報媒体を活用した 3 R の行動事例の情報提供
- (4) 市内イベントでの PR や「ヨコハマ 3 R 夢!」を分かりやすく説明したパネルの掲出

#### 2 小・中学生を対象にした「ヨコハマ 3 R 夢!」ポスターコンクールの開催

- 3 焼却工場等の施設見学会の実施
- 4 小学 4 年生用 3 R 夢学習副読本の作成・配付
- 5 スマートフォンアプリ「横浜市ごみ分別アプリ」の配信、AI を使ったごみ分別案内の実施（イーオのごみ分別案内）
- 6 SNS(twitter、facebook 等) やホームページを活用した情報提供

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/>



へら星人 ミーオ



「ヨコハマ 3 R 夢!」マスコット イーオ

## 7 啓発拠点

子どもから大人まで誰もが楽しみながら3Rや環境問題について学べるよう、収集事務所や焼却工場に、ごみの分別パネルや環境に関する情報の展示などを行う啓発拠点を設置しています。(新型コロナウイルスの影響により、令和3年8月時点は一部休止)

## (1) 3R夢ひろば 鶴見

所在地 鶴見区末広町 1-15-1 (鶴見工場内)

TEL 045-521-2191 FAX 045-521-2193

ホームページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/shokai/shokyaku/kojo-tsur/tsurukou-hiroba.html>

## (2) 3R夢ひろば あさひ

所在地 旭区白根 2-8-1 (旭工場内)

TEL 045-953-4851 FAX 045-953-4852

ホームページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/shokai/shokyaku/kojo-as/3rmhiroba.html>

## (3) 3R夢ひろば 金沢

所在地 金沢区幸浦 2-7-1 (金沢工場内)

TEL 045-784-9711 FAX 045-784-9714

ホームページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/shokai/shokyaku/kojo-ka/14slim-hiroba.html>

## (4) 3R夢ひろば つづき

所在地 都筑区平台 27-1 (都筑工場内)

TEL 045-941-7911 FAX 045-941-7912

ホームページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/shokai/shokyaku/kojo-tsuz/3rmhiroba.html>

## (5)遊んで♪学んで！都筑3R夢教室

所在地 都筑区平台 27-2 (都筑事務所内)

TEL 045-941-7914 FAX 045-941-8409

ホームページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/shokai/jimusho/tsuzuki/info/3rmkyoshitsu.html>

## (6)プレパークさかえ

所在地 栄区上郷町 1570-1 (栄事務所内)

TEL 045-891-9200 FAX 045-893-7641

ホームページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/sumai-kurashi/gomi-recycle/shokai/jimusho/sakae/info/purepaku.html>

## ■市民・事業者・行政が協働し、ごみ減量を推進 (政策調整課調査等担当、3R推進課、一般廃棄物対策課、街の美化推進課)

### 1 「ヨコハマ3R夢」推進会議

市長を委員長に、副市長、危機管理監、技監、全区局長、統括本部長で構成し、ヨコハマ3R夢プランの目標設定・取組方針の決定を行い、市役所全体でヨコハマ3R夢プランを推進しています。

### 2 食品ロス・生ごみの削減

#### (1) 食品ロス削減に向けた取組の推進

家庭から出される燃やすごみに含まれる食品ロスを減らすため、食べることや食べ物を捨てることについて考えるオンラインイベントや家庭での実践に向けた講座の開催、フードバンク・フードドライブ活動の推進など食品ロス削減の呼びかけを行っています。環境や食育など、様々な視点から取組を進め、自ら取り組

んでいただけるよう訴えかけています。

また、平成29年度から食品廃棄物の発生抑制や再生利用などに関する取組が特に優れている事業者を「横浜市食の3Rきら星活動賞」として表彰しています。

#### (2) 土壌混合法の普及啓発

生ごみの減量に向けた取組の一つとして、プランターやダンボールを使用して、家庭から排出される生ごみを土と混ぜ合わせることで、土中の微生物が生ごみを分解し、栄養分豊かな土に変える土壌混合法の講習会等を行い普及啓発を行っています。

#### (3) 生ごみの資源としての有効利用

更なる資源の有効活用促進のため、生ごみのバイオガス化技術に関する調査、情報収集などを引き続き進め、関係局と協議、連携を図りながら検討しています。

#### (4) 食べきり協力店

外食時の食品ロス削減に向け、食べ残しを減らす取組を実践していただける飲食店や宿泊施設を「食べきり協力店」として登録し、取組内容等をホームページで紹介しています。

令和2年度末現在

・登録店舗数 948店

### 3 環境事業推進委員制度

自治会町内会を単位として環境事業推進委員を委嘱しています(任期2年、約4,000人)。

地域における、ごみ減量による脱温暖化に向けた3R行動の推進をはじめ、集積場所での分別排出の普及啓発等を行うとともに、資源集団回収など地域でのリサイクル活動の推進を行っています。また、不法投棄やポイ捨て防止に関する啓発等、街の美化にかかわる取組も行っています。

### 4 横浜環境行動賞「ヨコハマ3R夢」推進者表彰

さまざまな地域活動の中で、「ヨコハマ3R夢」の推進に功労のあった個人・団体の表彰を行います。

### 5 リデュース(発生抑制)の推進

プラスチックごみの削減に向けた取組の一つとして、市内企業と連携してキャンペーンを行っています。

また、ペットボトル等の使い捨てを減らすため、いれたてのコーヒーやお茶などを持参したマイボトルに入れて販売したり、お水などを無料で提供する場所を「マイボトルスポット」として登録し、周知しています。

## ■徹底的なごみの分別と資源化の推進 (業務課、一般廃棄物対策課)

### 1 家庭系ごみ

#### (1) 分別収集の実施

家庭から出るごみの減量・リサイクルを推進するため、10分別15品目の分別収集を実施しています。

「プラスチック製容器包装」は、容器包装リサイクル法に基づき国の指定法人に引き渡し、再商品化しています。また「古紙」「古布」「スプレー缶」「小さな金属類」「粗大ごみから取り出した金属類及び羽毛布

団)はそれぞれ再生資源として売却し、「乾電池」及び「燃えないごみ」は再資源化事業者に委託し、再生利用しています。

分別収集で集めた缶・びん・ペットボトルは、資源選別施設で缶は材質別、びんは色別に選別し、缶と無色・茶色のびんは品目ごとに再生資源として売却し、びんのうちその他の色とペットボトルは、容器包装リサイクル法に基づき国の指定法人に引き渡し、再商品化しています。なお、「プラスチック製容器包装」とびんのその他の色の市町村負担割合分及びガラス残さについては再資源化事業者に委託し、再生利用しています。

## (2) 小型家電リサイクル事業

家庭から排出された携帯電話やデジタルカメラ等、小型家電のリサイクル事業を、平成25年10月から実施しており、平成28年5月からは回収品目にパソコンを追加しています。

対象は、小型家電リサイクル法施行令に規定されている品目のうち、小型家電回収ボックスの投入口(30cm×15cm)に入る長さ30cm未満の使用済小型家電です。各区の総合庁舎や資源循環局事務所、市内の大型スーパーやホームセンター等に専用の回収ボックスを設置して回収するとともに、18区で行われる区民まつり等のイベント会場でも回収しています。回収拠点は市内76か所です(令和3年3月時点)。

回収した小型家電は、小型家電リサイクル認定事業者に売却し、解体・破碎・選別処理を行い、基盤等からの有用金属の再資源化を行っています。

## (3) 資源集団回収の促進

自治会町内会、子ども会、老人クラブ、PTAなどの団体が、地域の自主活動として、古紙等の資源物を回収し、資源化しています。これらの登録団体に対して、1キログラムあたり3円の奨励金の交付を行い、資源集団回収活動の一層の促進を図っています。

現在、市内の家庭から排出される古紙・古布については、原則として資源集団回収により回収されています。(ただし、拠点回収及び「ふれあい収集」など個別収集が必要な場合は、行政による回収を実施しています。)

## (4) 資源回収ボックス

資源物のリサイクルとごみの減量化を推進するための常設の資源回収拠点として、一部の区役所・地区センター・コミュニティハウスなど89か所(令和3年3月時点)に設置した「資源回収ボックス」で、新聞、雑誌・その他の紙、紙パック、布類を回収しています。

## (5) センターリサイクル

センターリサイクルとは、各区の資源循環局事務所が実施している資源物の拠点回収です。

平成17年度からは、全収集事務所(緑区のみ長坂谷ヤード)において、資源物の受入れをしています。資源物の回収のほか、職員による分別方法の説明やアドバイスをを行い、「ヨコハマ3R夢!」等をPRしています。

## (6) 分別ルールを守らない者に対する罰則制度

「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」に基づき、分別に御協力いただいている多くの市民が不公平感を抱かず、今後も意欲的に分

別していただけるよう、繰り返し指導等を行っても分別しない人に対して罰則(過料2,000円)を科す制度を平成20年5月1日から実施しています。

## (7) 廃棄物及び資源物の持ち去り禁止

平成25年4月1日から「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」の一部改正が施行され、集積場所等に出された廃棄物及び資源物を持ち去ることは禁止されています。条例に違反した場合、20万円以下の罰金を科されることがあります。それに伴い、持ち去り対策としてパトロールを実施しています。

## 2 事業系ごみ

### (1) 排出事業者指導

市内の事業者に対し、3R夢プランの趣旨や必要性を周知するとともに、減量・リサイクルの取組を働きかけています。また、「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」により事業用大規模建築物から毎年提出される「減量化・資源化等計画書」に基づき、立入調査を実施するとともに、中小事業所へも、減量・リサイクルの働きかけや適正処理の指導を行っています。

#### 令和2年度実績

・事業者への説明・働きかけ	6回	499人
・立入調査件数(大規模建築物)		516か所
・現況確認等件数(中小事業所)		1,269か所

### (2) 焼却工場での搬入物検査

焼却工場では、搬入物検査を実施し、古紙等の資源物や、廃プラスチック類等の産業廃棄物が搬入された場合は、持ち帰り等の指導を行うとともに、資源化ルート等への誘導を行っています。

#### 令和2年度実績

・検査台数	178,761台	指導台数	325台
・持ち帰り台数	14台		

### (3) 分別違反等への罰則制度

事業者には、「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」に基づき、ごみの分別区分や排出方法のルールを守ることを義務づけるとともに、繰り返し指導を行ってもルールを守らない事業者に対して改善を促し、最終的には罰則(過料2,000円)を科す制度を平成20年5月1日から実施しています。

### (4) 市役所ごみゼロの推進

横浜市役所も一事業者として、施設から排出されるごみの減量・適正処理に率先して取り組んでいます。

全職場において、ごみの分別徹底や3R行動に関する目標の設定や、本市施設を対象としたルート回収を通じて、市役所での3Rの取組を推進しています。

## ■環境に配慮したごみ処理の推進

### (政策調整課調査等担当、施設課、施設計画課、処分地管理課)

#### 1 焼却処理

家庭ごみ等の燃やすごみを4つの焼却工場で安全・安定的に焼却処理しています。焼却にあたっては、高度技

術を導入した排ガス処理設備により、ダイオキシン類など有害物質の排出を抑制するとともに、工場排水について浄化処理を行うなど、工場周辺の環境に影響を与えないよう適正な維持管理に努めています。

平成30年度から鶴見工場の長寿命化対策工事を5か年で進めており、令和2年度は、焼却炉のプラント工事及びクレーン制御装置の補修工事などを実施しました。

また、休止している保土ヶ谷工場の再整備では、工場整備計画の作成を進めるとともに、再整備に必要となる測量調査、環境影響調査等を行いました。

## 2 焼却工場で発生するエネルギーの利活用

焼却工場では、ごみ焼却時に発生する熱エネルギーを有効利用して、蒸気タービン発電機による発電を行っています。発電された電気は、石炭などの化石燃料を使わずにつくられることから、社会全体の脱炭素化につながる環境にやさしいエネルギーとして注目されています。このエネルギーを市内の企業や公共施設に活用し、市域内の脱炭素化を進めていきます。

### (1) ごみ発電による電力供給

この電力は、工場内で利用するほか、余熱利用施設、北部第二水再生センター、北部及び南部汚泥資源化センターに供給しており、令和2年度からは新たに市庁舎へも供給しています。さらに余剰電力については電気事業者と競争入札で売却するなど発電収入の確保を図っています。

### (2) 冷暖房・給湯のための蒸気供給

熱エネルギーを蒸気として、工場に併設した余熱利用施設（温水プール、老人福祉センター、高齢者保養研修施設等）に供給するなど、有効に活用しています。

## 3 焼却灰の有効利用

南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場を本市唯一の処分場として長く大切に使用していくため、ごみの減量化に加え、焼却灰の資源化を継続的に実施することが重要です。資源化の手法については、溶融処理やセメント原料化、焼成処理等があり、令和2年度は民間による焼成処理を実施しました。

## 4 埋立処分

焼却工場で発生する焼却灰や不燃性の一般廃棄物及び市内中小企業の事業者から排出される産業廃棄物は、臨海部にある南本牧第5ブロック廃棄物最終処分場で埋立処分されています。最終処分場では、排水処理施設により、浸出水を適正に処理・浄化しています。

## 5 焼却工場や最終処分場の環境対策

焼却工場や最終処分場から発生する排ガスや排水を検査し、各種法令に基づく基準を満たしていることを確認するとともに、公害防止設備の効果測定を行い、施設が周辺環境に及ぼす影響についても調査しています。また、最終処分場の排水や処分場周辺の海水等に含まれる放射性セシウムのモニタリングを行っているほか、最終処分場の敷地境界では空間線量の測定を行い、結果を公表しています。

## 6 廃棄物減量化・資源化技術等の調査・研究

廃棄物の更なる減量化や資源化・適正処理の推進等に関する技術の調査・研究を行っています。

## ■環境にやさしい、きれいなまちづくりの推進（街の美化推進課、区資源化推進担当）

### 1 クリーンタウン横浜事業

「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例」に掲げた「清潔で安全な街・ヨコハマ」の実現に向けて、美化対策やポイ捨て・歩きたばこ防止の取組を推進しています。

#### (1) 街の美化の推進

空き缶や吸い殻等のポイ捨てを禁止し、街の美化を推進するため、主要駅や繁華街などを美化推進重点地区として指定しています。横浜駅や桜木町駅周辺など都心部の歩道等の清掃や地域住民によるクリーンアップ活動を支援し、各区では、清掃活動やポイ捨て防止の啓発活動などを行っています。

#### (2) 路上喫煙・歩きたばこ防止の取組

吸い殻のポイ捨て防止や、たばこの火による火傷や服の焼け焦げなどから市民の安全を守るため、特に人通りの多い横浜駅周辺地区、みなとみらい21地区、関内地区、鶴見駅周辺地区、東神奈川駅周辺地区、新横浜駅周辺地区、戸塚駅周辺地区、二俣川駅周辺地区の8地区を喫煙禁止地区に指定しており、地区内では職員が巡回し、違反者への指導を行っています。（違反者は罰則（過料2,000円）の対象となります。）

喫煙禁止地区以外の地域では、主な駅周辺を中心に、歩きたばこ防止パトロールを実施し、歩きたばこやポイ捨ての防止等について周知・指導を強化しています。

## 2 不法投棄の防止

不法投棄されたごみの撤去を行うほか、多発場所や不法投棄されやすい地域で防止看板や監視装置の設置や、夜間監視パトロールを実施するなど、防止策を行っています。

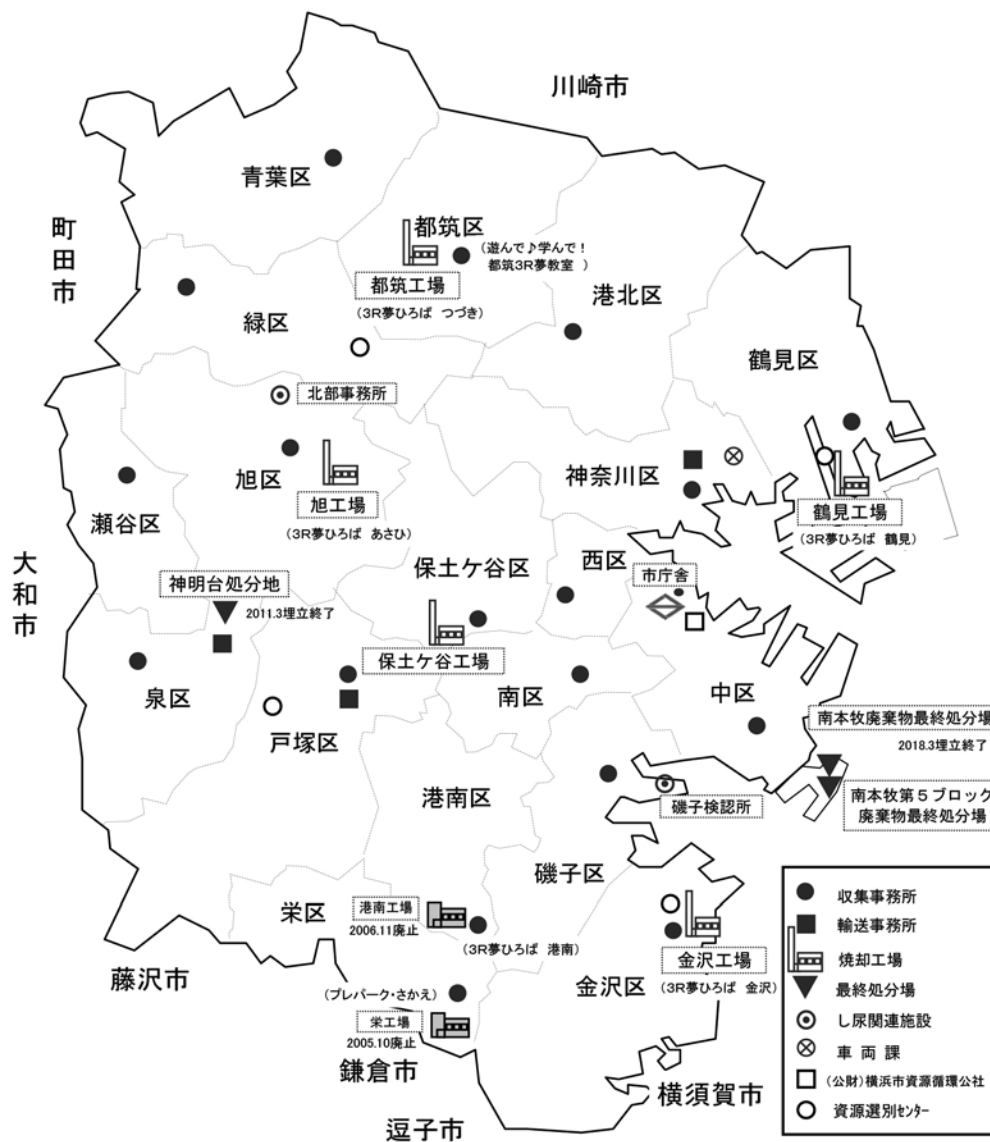
## 3 放置自動車対策

「横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例」に基づき、放置自動車の対策を実施しています。市民からの通報により、現場調査や各関係機関へ所有者等について照会し、所有者等が判明したものは撤去の要請を行います。

また、所有者等が不明なものについては、「廃物判定委員会」に諮問し、廃物と判定されたものを公告、廃物認定を経た後に撤去しています。

## 4 焼却工場の24時間受入れ

金沢工場では、24時間受入れを実施しています。事業系ごみの計画的で効率的な収集作業や夜間営業飲食店等から出されたごみの迅速な収集を可能とし、ごみのない美しい街の実現を推進します。



保土ヶ谷工場は、2010年度から焼却設備を一時休止し、中継輸送施設として稼働中

施設配置図 (令和3年7月現在)



清掃活動の様子



歩きタバコ防止啓発活動の様子

## ごみ・し尿の収集処理

### ■家庭系ごみの収集 (業務課)

市内の18収集事務所等が、ステーション方式で収集を実施しています。ごみの減量・リサイクルを推進するため、以下のとおり分別収集を実施しています。

#### 1 燃やすごみ・燃えないごみ (ガラス類・陶磁器類・蛍光灯等)・スプレー缶・乾電池

週2回収集し、燃やすごみは焼却工場で焼却しています。燃えないごみ (ガラス類・陶磁器類・蛍光灯等)・スプレー缶・乾電池は資源化しています。

#### 2 プラスチック製容器包装、缶・びん・ペットボトル及び小さな金属類

週1回民間委託事業者が収集し、資源化しています。

### 3 古紙・古布

原則として資源集団回収で収集されていますが、「ふれあい収集」など一部は、行政が収集し、資源化しています。

### 4 粗大ごみ

粗大ごみ受付センターへのインターネットなどの ICT ツール又は電話での事前申込みにより、有料で民間事業者が収集しています。また、粗大ごみのうち、まだ使うことができる家具類などをリユース品として工場や一部の事務所などで市民に提供しています（令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため提供を中止）。

#### 粗大ごみ受付センター

URL <https://www.sodai.city.yokohama.lg.jp/>

TEL 0570-200-530（ナビダイヤル）

045-330-3953

### 5 家庭系ごみの排出支援に関する取組

#### (1) ふれあい・粗大ごみ持ち出し・狭あい道路収集

家庭ごみを集積場所まで持ち出すことができない一人暮らしの高齢者や障害のある方などを対象に、玄関先などまで家庭ごみの収集に伺う「ふれあい収集」を実施しており、ごみが出ていない場合には声かけを行っています。さらに、粗大ごみを持ち出すことができない同様の方などを対象に、自宅内に入って粗大ごみを収集する「粗大ごみ持ち出し収集」を実施しています。また、道路が狭く収集車が通行することができない地域には、軽四輪車でごみを収集する「狭あい道路収集」を行っています。

#### (2) いわゆる「ごみ屋敷」対策

いわゆる「ごみ屋敷」に対応するため、平成 28 年 12 月 1 日に施行された「横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための支援及び措置に関する条例（いわゆる「ごみ屋敷」対策条例）」に基づき、対策を進めています。

市内の様々な案件の解決に向け、区と局が連携して福祉的支援を重ね、本人から堆積物撤去の同意を得た案件について、区役所等と協力し排出支援を行っています。

### 6 犬・猫等動物の死体処理

路上や空き地で動物の死体を見つけた場合は、市民からの連絡を受けて処理しています。なお、飼育動物の場合は手数料（6,500 円）を徴収しています。

### ■し尿の収集処理

#### （業務課、施設課、一般廃棄物対策課、街の美化推進課）

本市のし尿処理方法は、全市的に下水道処理が普及しており、一部、浄化槽処理及びくみ取り処理を行っています。

令和 2 年度末におけるし尿処理状況は本市人口約 376 万人のうち、浄化槽処理約 0.2%、くみ取り処理約 0.1%と推測されます。

令和 2 年度のくみ取りし尿及び浄化槽汚泥等の収集量は 33,668 キロリットルで、全量を磯子検認所で受入れ、前処理をした後に、環境創造局水再生センターへ圧送し、最終処理をしました。

#### 1 浄化槽

令和 2 年度に設置された基数は 30 基で、市内全体での設置累計は 5,722 基となっています。

横浜市では、これらの浄化槽の設置及び維持管理が適正に行われるように「浄化槽法」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「建築基準法」等に基づいた指導を行っています。

#### 2 公衆トイレ・災害対策用トイレ

市内の駅周辺など、人通りの多いところには、公衆トイレを設置しており、日常清掃や破損箇所の補修などの維持管理作業により、清潔な公衆トイレの保持に努めています（令和 3 年 4 月 1 日現在、77 か所）。

また、地震等の災害時のし尿処理対策として、地域防災拠点等に災害対策用トイレを配備しています。

### ■産業廃棄物の適正処理指導 （産業廃棄物対策課）

#### 1 産業廃棄物の適正処理及び資源化・再利用

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では事業活動に伴って発生する廃棄物のうち 20 種類を産業廃棄物として定め、特に、爆発性・毒性・感染性等の性状を有する産業廃棄物を特別管理産業廃棄物として定め、排出事業者の自己処理責任の原則を明確にしています。

現在市内には、約 15 万 5 千の事業所があり、そこから排出される産業廃棄物の量は、令和元年度で約 952 万トンと推計されています。

横浜市では、産業廃棄物の適正処理を図るため、排出事業者に対する適正処理指導、産業廃棄物処理業の許可及び指導監督業務等を行っています。

#### 2 横浜市産業廃棄物処理指導計画

横浜市内で発生又は処理される産業廃棄物の減量化・資源化、適正処理等を進めるため、本市の産業廃棄物行政の方向性や施策を体系化し示した「横浜市産業廃棄物処理指導計画」を、昭和 60 年から 5 年ごとに策定しており、第 7 次計画（平成 28 年 3 月策定、計画期間：平成 28 年度～令和 2 年度）に基づいて、「①更なる 3 R の推進」、「②適正処理の徹底」、「③大規模災害への備え」等の取組を行いました。

#### 3 不適正処理の監視・指導

平成 17 年 4 月 1 日から、不適正処理に対する迅速な対応を図るため、各区の収集事務所に産業廃棄物の相談

窓口を開設しました。また、産業廃棄物対策課に県警OB職員と市職員で構成する専従機動班を設置し、収集事務所と連携しながら、違法事案に対し厳正な措置を講じていくなど産業廃棄物の適正処理監視・指導の強化を図っています。

#### 4 PCB廃棄物適正処理の推進

市内のPCB廃棄物は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社の処理施設等で順次処理されており、保管事業者に対しては、処理が行われるまでの間、適正に保管・管理するよう指導しています。

また、未把握のPCB廃棄物やPCB使用製品について、掘り起こし調査を実施しています。

#### 5 処理業者指導

産業廃棄物処理業は、「産業廃棄物」の収集運搬業と処分業、「特別管理産業廃棄物」の収集運搬業と処分業4種類の許可区分に分類されます（処分業とは、焼却・破砕などの中間処理業及び埋立などの最終処分業です）。

横浜市では、産業廃棄物の適正処理推進のため、これら処理業者に対して現地審査や立入指導を行っています。

#### 6 最終処分に対する指導

横浜市内で埋立処分される汚泥、燃え殻、鉍さい、ばいじん等の環境に与える負荷の高い廃棄物については、排出事業者が事前に提出する分析調査報告書により基準を満たしていることの確認をしてから最終処分を認めることとしています。

最終処分場に対しては、法令に基づく処分基準、事前承認制度、処理伝票や帳票類の整理等の遵守状況の把握、廃棄物の抜取検査、排水処理などの維持管理等についての指導監督を行っています。

また、埋立終了後の処分場についても、維持管理や跡地利用に関する指導を行うため、立入検査を実施しています。

#### 7 公共関与による最終処分場

横浜市では、公共事業の円滑な推進や市内中小企業の排出事業者責任に基づく適正処理を補完するため、平成5年から南本牧最終処分場において、産業廃棄物の受入れを行っています。

#### 8 建設リサイクル

「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）では、発生するコンクリート塊や木材等の建設廃棄物の分別及び再資源化を促進するため、一定の要件を満たした建築工事や解体工事を行う場合には、届出を行うことが義務付けられています。

また、横浜市では、平成17年11月に「建築物の解体工事に係る指導要綱」を定め、建設リサイクル法の対象外であった、延べ床面積が80平方メートル未満の建築物の解体工事についても、届出対象工事としています。これらの届出書に対する審査に加えて、対象工事への現

場パトロールを実施する等、業者指導を行っています。

#### 9 自動車リサイクル

使用済自動車のリサイクルや適正処理を図るため、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（以下「自動車リサイクル法」という。）が施行され、平成16年7月1日から使用済自動車の解体業や破砕業に対する許可制度が導入されました。平成17年1月1日には使用済自動車の引取業やフロン類回収業の登録制、リサイクル料金の預託制度など自動車リサイクル法が本格施行となりました。

また、許可を取得した事業者に対しては許可基準の遵守の確認及び環境への影響が起きないように立入指導等を行っています。

#### 10 戸塚区品濃町最終処分場対策

戸塚区品濃町最終処分場では、生活環境の保全上の支障が生ずるおそれを除去するため、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法に基づく「実施計画」に従い、施設の運転や管理等を行政代執行しています。

また、行政代執行に要した費用については、引き続き原因者へ求償を行っています。

## 廃棄物分野における国際協力

### ■視察・研修の受入（政策調整課ほか）

海外諸国・都市の廃棄物問題解決に貢献するため、海外からの視察受入を行い、これまで横浜が市民・事業者との協働のもと培ってきた分別・リサイクルのノウハウや処理技術の紹介等を行っています。

平成29年4月に環境省・JICA等と共同で設立した「アフリカのきれいな街プラットフォーム（ACCP）」では、横浜市はこれまでの知見や先進的な技術が評価され、研修の拠点として位置づけられています。これまでに、アフリカ各国・都市からの廃棄物行政関係者を対象とした研修をオンライン含め、8回実施しています。

### ■職員派遣（政策調整課ほか）

ベトナム・ダナン市におけるごみ分別促進事業（JICA草の根技術協力事業）や「アフリカのきれいな街プラットフォーム（ACCP）」では、現地への職員派遣を通じて、横浜市の知見を共有するとともに、現地情報・ニーズの把握を行っています。

また、廃棄物処理や3Rに関する国際会議等にも積極的に参加し、廃棄物に関する課題解決への貢献や国際社会における横浜のプレゼンス向上を図るとともに、局内の国際人材育成にもつなげています。

## 各種委員会等

### ■横浜市廃棄物減量化・資源化等推進審議会 (政策調整課)

ごみの減量・リサイクルや適正な処理の推進に関するさまざまな施策について、審議しています。

### ■横浜市放置自動車及び沈船等廃物判定委員会 (街の美化推進課)

放置自動車及び沈船等が廃物に該当するかどうかの判定を行っています。

### ■公益財団法人 横浜市資源循環公社 (総務課)

廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用及び適正処理並びに地球温暖化対策に関する諸事業を通じて、市民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図り、循環型社会及び低炭素社会の形成に寄与するため、各種事業を実施しています。